

島根県からのお知らせ

(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税関係)

1 紙の納付書等の事前送付の取りやめについて

申告時期前に紙の納付書等をお送りしていますが、電子化・省資源化を推進するため、令和7年4月送付分から、次のとおり一部法人等に対して紙の納付書等の事前送付を取りやめますので、ご理解をお願いします。



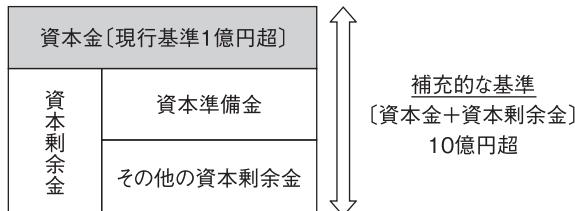
※納付書が必要な場合は、管轄の県民センターへご連絡いただきますようお願いします。

2 外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

令和6年度税制改正により外形標準課税の適用対象が見直され、以下のとおりとなります。

(1) 減資への対応（令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）

令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

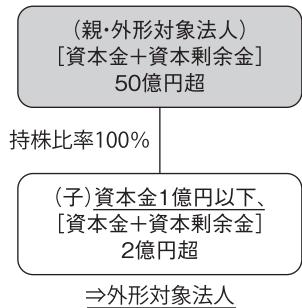


※ 経過措置として、施行日（令和7年4月1日）以後最初に開始する事業年度（以下最初事業年度）については、公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度から、最初事業年度までのいずれかの事業年度が外形標準課税の対象法人であった場合には、事業年度末に資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは外形標準課税の対象となります。

ただし、公布日を含む事業年度の前事業年度が外形標準課税の対象であっても、公布日の前日の現況において資本金が1億円以下で、公布日から最初事業年度の開始日の前日までに終了した各事業年度において外形標準課税の対象外である場合は経過措置の対象外となります。

(2) 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後開始事業年度から適用）

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金と資本剰余金が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。



※ 新たに外形標準課税の対象となった法人の以下事業年度の申告納付すべき法人事業税額が、外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき法人事業税額を超えた場合には、次のとおり税負担が軽減されます。

○令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

当該超える金額の3分の2に相当する金額

○令和9年4月1日～令和10年3月31日までの間に開始する事業年度

当該超える金額の3分の1に相当する金額

※ 特例措置により、産業競争力強化法の改正日（未定）から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等については、5年間外形標準課税の対象外となります。

3 外形標準課税の対象法人の法人事業税の中間申告義務判定の見直しについて

令和6年度税制改正により、外形標準課税対象法人の中間申告義務判定が見直されることとなりました。現行では当該事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日時点で外形標準課税の対象法人である場合に中間申告義務がありますが、令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、前事業年度において外形標準課税の対象法人である場合に中間申告義務があることとなります。

4 外形標準課税適用の法人の付加価値割における賃上げに係る税制について

法人税における賃上げ促進税制に合わせ、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるなどの要件を満たす場合は、控除対象雇用者給与等支給額を付加価値額から控除することが可能です。

5 グループ通算制度について

令和4年4月1日以後の開始事業年度から従来の連結納税制度からグループ通算制度に移行されました。新たに通算法人となった場合（グループ通算制度の適用を新たに受けられた、通算グループに加入された等）及び通算法人では無くなった場合（グループ通算制度の適用を取りやめられた、通算グループから離脱された等）は届出をお願いします。

令和5年度税制改正により、残余財産が確定した通算子法人の法人事業税の確定申告書の提出期限について、通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合は、事業年度終了の日から2月以内となりました。また、その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について、法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用できることとなりました。

6 納税証明書の発行について

法人県民税・事業税・特別法人事業税の申告から概ね1～2週間以内に納税証明書の申請をする場合、納税証明書の発行にお時間をいただく場合があります。お急ぎの場合は、事前に県民センターにお問い合わせください。

また、通常窓口で申請する際に必要となる書類に加えて、申告書の控と収印のある領収証書の原本をご提示ください。なお、設立届や異動届（代表者や住所の変更等）が提出されていない場合には、届出の処理を行った後に納税証明書の発行処理をすることになり、手続きに時間を要することができます。

7 法人税における欠損金の繰戻し還付に伴う法人県民税・事業税の取扱い ※誤りが多くなっています

法人税の欠損金の繰戻還付制度の適用を受けた法人については、法人県民税・事業税において以下の明細書を添付して繰越控除を行うこととなります（法人県民税・事業税においては繰戻還付制度はありません）。なお、欠損金及び還付法人税額の繰越控除ができる法人は、欠損金額が生じた事業年度において法人税の青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出している法人です。

○法人事業税 第6号様式別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）

○法人県民税 第6号様式別表2の5 (控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書)

〈記載例〉

欠損金額（繰戻還付適用前）1,000万円、法人税の還付請求額120万円の場合

(1) 事業税（所得割）

その事業年度において生じた欠損金（繰戻還付適用前の欠損金）は「事業税の欠損金」として、第6号様式別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）で翌期以降に繰り越し、翌期以降の事業税の計算の基礎となる所得金額から控除します。この場合、法人税と県税で欠損金の翌期繰越額が異なることとなりますのでご注意ください。

(2) 県民税（法人税割）

欠損金の繰戻還付の規定により還付を受けた法人税額は「県民税の欠損金（正式名称は「控除対象還付法人税額」）」として、第6号様式別表2の5（控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書）で翌期以降に繰り越し、翌期以降の県民税の計算の基礎となる法人税額から控除します。

【第6号様式別表9】事業税の記入例

【第6号様式別表2の5】県民税の記入例

8 電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次の収入金額が追加されました。

- (1) 電気供給業を行う法人が配電事業者から託送供給を受けて電気の供給を行うとき、供託供給に係る料金として配電事業者に対して支払うべき金額に相当する収入金額。
- (2) 電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合、一般送配電事業者の供給区域内において託送供給を行い、かつ、一般送配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき、配電事業に係る定期支払額として一般送配電事業者に対して支払うべき金額に相当する収入金額。
- (3) 電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合、配電事業者が電気供給業を行う法人の供給区域内において託送供給を行い、かつ、電気供給業を行う法人が配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき、配電事業に係る定期支払額として配電事業者に支払うべき金額に相当する収入金額。

9 申告様式等のホームページへの掲載

申告・届出に必要な様式や記載の手引きは、島根県ホームページ（トップ > くらし > 税金 > 様式ダウンロード > 法人三税）に掲載していますので必要に応じてご活用ください。

eLTAXを利用されていない法人の皆さまへ

法人三税（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税）の申告、申請・届出及び納税の手続は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じてインターネットで行うことができます。

これにより、申告から納税までの一連の手続きについて、窓口に出向くことなく自宅やオフィスから行うことができますのでぜひご利用ください。

eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク：<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02438>

■東部県民センター 法人課税課	電話 0852-32-5621
■西部県民センター 法人・軽油課税課	電話 0855-29-5519
■島根県総務部税務課 課税第二係	電話 0852-22-5923